

熊本市道路反射鏡設置基準

1. 目 的

この基準は、見通しの悪い道路の屈曲部又は交差点等において、道路反射鏡を設置する場合に必要な事項を定め、交通安全に寄与する事を目的とする。

2. 設置基準

熊本市が設置する道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 公道（法定外道路を含む）の場合

- ・一般交通の用に供され、熊本市が管理する一般国道、県道、市道及び法定外道路（里道）（以下「熊本市管理道路」という。）のカーブやクランク、交差部、又はその他の道路（直轄国道）との交差部など、見通しが悪く危険な場所であること。（図 No. 1 参照）

(2) 私道の場合

- ・私道が熊本市管理道路へ通り抜けていること。（図 No. 2 参照）
- ・私道が袋小路の場合、熊本市管理道路に接し当該道路を利用する建築物の戸数が5戸以上であること。（図 No. 3 参照）

(3) 私道と私道の交差部の場合、設置は不可とする。（図 No. 4 参照）

3. 設置要件

設置にあたっては、前項の基準に合致したうえで以下の要件を満たすものであること。

- (1) 一般交通に支障がなく、道路反射鏡が有効に機能しうる場所であること。
- (2) その他の道路（直轄国道）については、道路管理者の同意が得られること。
- (3) 地元自治会長を代表として要望書が提出され、隣接地権者の承諾が得られていること。

附 則

この基準は、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和4年（2022年）7月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和7年（2025年）4月1日より適用する。

熊本市道路反射鏡設置基準図

No.1

熊本市管理道路
又は直轄国道

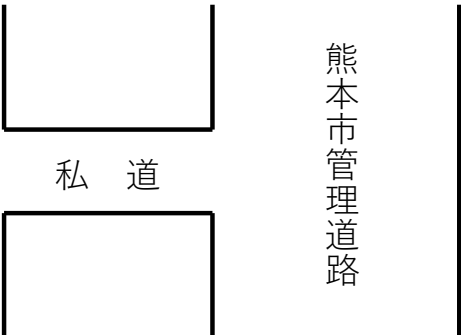


○ **設置可能**

(直轄国道の場合は、
道路管理者の同意が必要。)

No.2

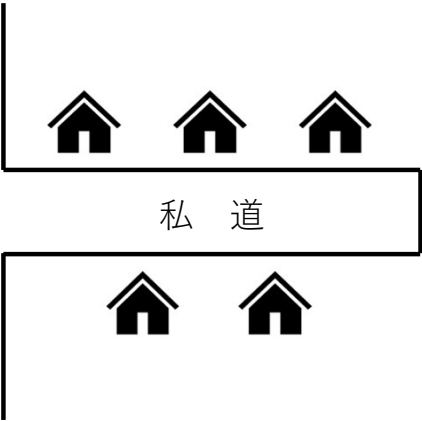
熊本市管理道路



○ **設置可能**

No.3

熊本市管理道路

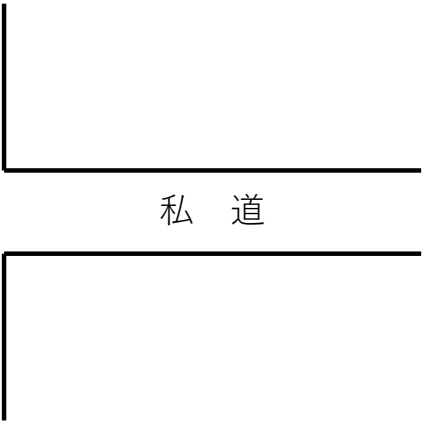


○ **設置可能**

(共同住宅等は1戸とみなす。)

No.4

私道



× **設置不可**